

平成24年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月21日(採決)

平成24年 第3回 定例会 会議録

日時 平成24年9月21日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	藤 和 義
教 育 長	郡 嶋 正 弘	総 務 課 長	城 戸 清 壽
財 政 課 長	中 山 博 之	会 計 課 長	高 木 美 奈 子
まちづくり課長	城 戸 安 行	税 務 課 長	吉 村 英 治
住 民 課 長	藤 佳 光	国保健康課長	石 内 清 之
福祉環境課長	小 南 満 代	こども育成課長	松 尾 耕 志
栗の子保育園長	宮 石 満	産業観光課長	三 明 祐 治
建 設 課 長	藤 博 文	上下水道課長	安 河 内 正 邦
学校教育課長	松 田 秀 幹	社会教育課長	阿 部 正 博

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	主 事	高 濱 守 央
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、9月12日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、質問議員と協議の上、一部文言の取り消しと字句等の訂正を行っております。御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

また、意見書案が1件提出されましたので、本日の議題といたします。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第39号、篠栗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第39号

篠栗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

本議案は、乳幼児医療助成拡大に伴い、関係規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、

1. 題名を「篠栗町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例」に改めるもの
2. 助成対象者を小学校就学前の者から小学校6年生までの者に拡大するもの
3. 助成対象のうち、小学生については「入院のみの助成」とするものです。

施行期日は、平成25年4月1日です。

なお、経過措置として、新条例の規定は、この条例の施行の日以降に受ける医療費について適用し、施行日前に受ける医療費は、なお従前の例によること。また、新条例の施行の際、現に改正前の篠栗町乳幼児医療費の支給に関する条例第5条の

規定による認定を受けている者は、新条例第5条の規定による認定を受けたものとみなします。

委員会の中で、条例の題名について、「子ども」より「児童」のほうが適当ではないかという意見がありました。

県内の状況は、「子ども」としているところと「児童」としているところどちらもあり、その定義が曖昧なため、糟屋地区で協議の上、「子ども」に統一することにしたとのことであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 審議の途中で、小学生は入院のみにとどめるという部分についての意見なり何なりというのは何もなかったんですかね。

○議長（今泉正敏君） 後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） そのことについてはありませんでした。

○議長（今泉正敏君） ほかにございますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第41号、工事請負変更契約の締結について〔篠栗町社会体育館改修工事〕を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第41号

工事請負変更契約の締結について

本議案は、平成24年度篠栗町社会体育館改修工事について、変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求められたものであります。

内容は、篠栗町社会体育館改修工事について、梁布設の追加、工事進捗に支障を来す付替え工事や施設の不具合箇所の補修工事を行ったことにより、工事請負費796万6,350円を増額し、総額5,962万6,350円で、株式会社浅沼組九州支店執行役員支店長 田島茂文と変更契約を締結しようとするものであります。

なお、設計当初では、地盤の隆起により、床とのすき間が15センチほどしかなく、床下の状況確認ができなかったとのことであります。

委員からは、変更契約はやむを得ないかもしれないが、もう少し設計の段階からチェックすべきじゃないかとの意見が出ております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論がございますので、まず反対討論からまいります。

反対討論の方。

4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 議席番号4番、横山でございます。

私は、本議案に反対の立場で意見を申し上げます。

本議案は、平成24年度篠栗町社会体育館改修工事について、元請負代金に元請負代金の15.4%強に当たる796万6,350円を追加し、契約金額を5,962万6,350円に変更する変更契約を締結するため、議会の議決を求められたものであります。

ただ、この工事は、業者の指名基準や発注基準を定めた要綱等に違反して発注されたことから、最初の契約締結時にも反対した経緯があります。したがって、今回の変更契約にも整合性を保つため、反対をいたします。

また、今回の変更の主な理由が、説明によりますと、不可避な地盤の隆起に対し梁を補強追加することで構造体力が向上し、隆起の抑制ができるため、この箇所の工事を追加するとありますが、設計を実施する際、この体育館の地盤の特殊性は十分わかっていたはずであります。それにもかかわらず、本設計の基本とも言うべき梁の補強を追加しなければならないこと自体、理解に苦しみます。今後、設計事務所を指名する場合は、その力量を十分考慮されることを強く要望し、反対討論を終わります。

○議長（今泉正敏君） 次に、賛成討論のある方ありませんか。

次に、反対討論のある方。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第42号、平成23年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

本案は、決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

草場委員長。

○決算審査特別委員会委員長（草場謙次君） 報告いたします。

議案第42号

平成23年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分について

本議案は、平成23年5月に公布された地域主権改革一括法の施行に伴い、地方公営企業法の一部が改正され、平成23年度の決算から減債積立金などの法定積立金の積み立て義務が廃止され、剰余金を処分する場合、条例もしくは議会の議決により積み立てることとなったことから、利益剰余金のうち1,200万円を減債積立金へ積み立てを行う剰余金処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

報告を終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決することに決定されました。

日程第4、議案第43号、平成23年度篠栗町歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案も決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。草場委員長。

○決算審査特別委員会委員長（草場謙次君） 報告します。

議案第43号

平成23年度篠栗町歳入歳出決算の認定について

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度篠栗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定を求められたものであります。

一般会計においては、

歳入総額 95億611万3,480円

歳出総額 89億7,241万3,113円

歳入歳出差引額 5億3,370万367円

翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額 5,334万3,760円

実質収支額は 4億8,035万6,607円です。

特別会計については、

国民健康保険特別会計

歳入総額 29億1,883万4,966円

歳出総額 29億6,648万6,734円

歳入歳出差引額 △4,765万1,768円

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は△4,765万1,768円です。

後期高齢者医療特別会計

歳入総額	3億731万1,090円
歳出総額	3億167万9,900円
歳入歳出差引額	563万1,190円

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は563万1,190円です。

流域関連公共下水道事業特別会計

歳入総額	8億9,494万210円
歳出総額	8億8,590万9,810円
歳入歳出差引額	903万400円

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は903万400円です。

水道事業会計

収益的収入額	4億9,857万745円
収益的支出額	4億7,090万9,712円
当年度純利益	2,490万833円
前年度繰越利益剰余金	12億7,908万6,346円
当年度未処分利益剰余金	13億398万7,179円
翌年度繰越利益剰余金	12億9,198万7,179円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する1億4,625万66円は、損益勘定留保資金等で補填しております。

詳細については決算審査特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり認定いたしております。

報告を終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論がございますので、まず反対討論からまいります。

反対討論でございます方。

4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 議席番号4番、横山でございます。

私は、本議案の平成23年度篠栗町歳入歳出決算のうち一般会計についてのみ認定に反対いたします。そして、その立場で意見を申し上げます。

本決算には、平成23年度一般会計補正予算（第6号）に対する反対討論で意見を申し上げました総合保健福祉センターのバイオマスボイラー建設費が含まれております。バイオマスボイラーの設置そのものには反対する理由はありませんが、だれが設計・積算したかも明らかにされないまま建設された施設及び建設に要した支出を認めるわけにはいきません。

したがって、本議案の認定には反対いたします。

○議長（今泉正敏君） 次に、賛成討論のある方ございませんか。

次に、反対討論のある方。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第43号は、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

日程第5、議案第44号、平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

草場委員長。

○予算審査特別委員会委員長（草場謙次君） 報告します。

議案第44号

平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5億662万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ103億893万4,000円とするものです。

歳出の主なものは、

民生費において

- ・ 国・県補助金返還金…………… 2,323万1,000円

衛生費において

- ・ ポリオ予防接種事業委託料…………… 1,184万9,000円

農林水産業費において

- ・ 極楽池維持補修工事…………… 3,100万円

土木費において

- ・ 地すべり対策費…………… 8,600万円
- ・ 町道整備費…………… 5,500万円
- ・ 河川改修費…………… 1,740万円

公債費において

- ・ 繰上償還…………… 2億7,046万7,000円

などです。

歳入の主なものは、

- ・ 普通交付税…………… 2,757万6,000円
- ・ 農村環境整備事業費補助金…………… 1,500万円
- ・ 繰越金…………… 3億8,035万6,000円
- ・ 自然災害防止事業債…………… 8,600万円などです。

債務負担行為では、平成23年度粕屋南部消防組合分担金2,000万7,000円が追加されております。

地方債補正では、臨時財政対策債と防災対策事業債の起債の限度額がそれぞれ変更されております。

詳細については、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。報告を終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第45号、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案も予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
草場委員長。

○予算審査特別委員会委員長（草場謙次君） 報告いたします。

議案第45号

平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

本議案は、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ7,037万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,657万1,000円とするものです。

増額の主なものは、

- ・歳出 一般被保険者償還金……………5,705万3,000円
- 退職被保険者等償還金……………1,567万1,000円
- ・歳入 一般被保険者国民健康保険税……………813万3,000円
- 財政調整交付金……………5,705万3,000円
- 療養給付費交付金……………1,502万9,000円

減額の主なものは、

- ・歳出 介護納付金……………16万7,000円
- 前年度繰上充用金……………234万9,000円
- ・歳入 前期高齢者交付金……………803万3,000円など

です

詳細については、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

報告を終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第46号、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案も予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。草場委員長。

○予算審査特別委員会委員長（草場謙次君） 報告します。

議案第46号

平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

本議案は、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に歳入歳出それぞれ1,129万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,236万円とするものです。

増額の内訳については、

- ・歳出 後期高齢者医療広域連合納付金……………1,107万6,000円
保険料還付金……………21万8,000円
- ・歳入 普通徴収保険料……………559万9,000円
繰越金……………563万1,000円
諸収入……………6万4,000円です。

詳細については、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

報告を終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、請願1号、「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君）

請願1号

「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を
国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

本請願は、篠栗町大字和田910-175、一ノ瀬治茂氏より提出されたもの
あります。なお、審査当日は、説明者として一ノ瀬氏ほか荒木二夫氏が出席されて
おります。

主な請願内容は以下のとおりです。

昨年度は、「義務標準法」の改正に伴って、小学校1年生の35人以下学級が実
現しました。しかし、残念なことに、今年度期待された小学校2年生の35人以下
学級化については法改正が見送られ、加配措置にとまりました。

文部科学省が2010年に実施した調査の結果では、「小中学校の学級規模」と
して、保護者の6割以上が26人から30人の規模が望ましいという意見を挙げて
います。このように、保護者も少人数学級を望んでいることは明らかです。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育が受け
られることが憲法上の要請です。三位一体改革では、義務教育費国庫負担制度の国

負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、教育条件格差も生み出しています。

そこで、2013年度政府の予算編成において、

1. 少人数学級を推進すること。当面、小学校2年生以上の35人以下学級を早期に実現すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、請願1号は、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

日程第9、意見書案第2号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第2号を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏君） 日程第10、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とい

たします。

総務建設・文教厚生各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、招集日に配付しておりました各常任委員会の閉会中の調査結果について質疑等があれば受けたいと思いますが、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正君) 平成24年第3回定例会の閉会に当たり、御挨拶申し上げます。

長時間にわたる審議、まことにありがとうございました。

平成23年度決算の認定や平成24年度補正予算など、上程いたしました10議案全てについて可決いただきましたことに感謝申し上げます。

第3回定例会会期中の9月11日で、「東日本大震災」から1年半経過いたしました。1年前の第3回定例会閉会挨拶で私は、「震災後6カ月ということで、テレビや新聞では現在の状況、これからの被災地の復興に向けての方策、福島原発事故

対応等の特集が相次いで組まれていましたが、とにかく国・県を初め民間も一体となった復興への意思表示を強く打ち出した取り組みの継続が望まれるところであります。今後、日本全体で痛みを分かち合いながら、被災地の復旧・復興、日本の復興を進めていかなければなりません」と所感を述べました。

あれから1年たって、報道での震災後1年半の経過の特集を見ると、昨年述べた所感から一歩先に進んで、ここまで国は被災地住民のためにやってくれている。だんだん先が見えてきたようだと言え、それがまだまだできないことに、規模の大小はあれ、同じ住民を守る仕事をしている身として、内心じくじたる思いがいたします。

特に、この半年間の与野党間の政争は見るにたえないものがあります。早々に解散総選挙が行われ、日本の将来を真に憂い、本腰で復興に取りかかる、そして最近、特に揺らいでいる外交問題をしっかり落ちつかせて、アジアの玄関口としての九州福岡に住む私たちにとっても、安心を与えてくれるような政権の誕生を望んでおります。

さて、平成23年度決算の認定を受けました。一般会計決算の総括をいたしますと、経常収支比率は89%と、90%を切ることができました。まだまだ目標とする80%台半ばまでの道のりは険しいものがありますが、平成24年度以降も少ない財源を有効に、そして効率的に配分し、さらなる健全財政を目指してまいりたいと考えております。

そうした中で、一番効果的な策は人事の効率化であります。職員が毎年一歩ずつ能力をアップさせ、他の自治体にあっと驚くような能力を身につけることで、仕事のさらなる効率化が図られ、時間外労働が減少し、臨時職員の効率的配置等による人件費の削減に結びつくと考えております。

昨年、代表監査委員から御指摘をいただいた人件費の無駄を省く、人件費の無駄を省くとはどういう対策が必要か。英知を集めて多面的に検討されることを提案する。その場合、組織改革や人員配置のほかに、職員の日々の行動のあり方の中に、「5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）」の考え方を取り入れることを提案すると、言葉の重みをこれからも職員全体で考え続け、行動に移してまいります。

努力にゴールはないと信じております。頑張れば頑張った分だけ職員の力となり、篠栗町の力となると信じております。監査委員からいただいた提言、そして決算審査特別委員会で議員の皆様からいただいた今後の改善に向けたさまざまな御意見、要望を尊重して、24年度下半期、そして25年度以降に向けて、さらに職員一層

努力してまいりたいと考えております。

さて、決算連合審査の中で御質問がありましたので、昨年度に私から、天空会館建設に係る疑問について御報告しておりました件の現時点での中間報告をいたします。

昨年半ばに町が保管しております書類の中に、「積算数量拾書」と呼ばれる設計金額を算定するための計算書が2種類見つかり、新たな疑問が生まれました。関係機関や顧問弁護士と意見交換を重ね、平成23年12月に、設計会社に真相解明に協力していただきたい旨の照会書を送付いたしました。残念ながらその設計会社から、当時の担当者は退社しており、詳細はわからない。当該建設に係る設計関係書類は、当社の保存期限を経過しており、照会された資料に対する検証はできかねるとの回答でありました。

顧問弁護士との協議の結果、当該設計会社にこれ以上、この積算数量拾書に関する解明を求めるのは無理であろうとの判断に至りました。真実は闇に隠れてしまいましたが、積算数量拾書に関する疑問は解けたわけではありません。今後、新たな証言や事実が出ましたら、引き続き真相究明を行ってまいりたいと考えております。

地方分権が一層進むこれからの時代、町の個性をいかにしてつくるかがこれからのまちづくりのキーポイントであると言っても過言ではありません。これまで長い期間そうであったように、他の自治体がやっているとおりの護送船団方式の自治体運営が行われ、横並びこそよしとする時代は早晚終えんを迎えます。これからはいかにして個性を創造するか、そしてそれに向かって考え、行動していく中に、職員も住民もいかに喜びを感じることができかが大事なポイントであると考えております。まさに21世紀型の新しい公共であります。

孫・子の時代になって振り返ったときに、「あの時代に多くの汗を流してくれた議員の皆さんが、行政のみんなが、そして自分たちの家族や地域の人たちがいたからこそ、こんなすばらしい今があるのだ」と思ってくれるような、そういった努力をここにいる私たち全員でしていかなければならないと考えております。

議員各位におかれましては、今後とも御指導賜りますとともに、篠栗町のさらなる発展のためにも汗をかく本柱となって御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

これをおもちまして、平成24年度議会第3回定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

長時間、皆様、御審議ありがとうございました。そして、4年間どうもありがと

うございました。

○議長（今泉正敏君）　これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成24年第3回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会　午前10時40分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎

篠栗町議会議員

飯田 浩二
